

展示会場内での飲食物の販売出店基準

名古屋国際見本市委員会事務局(以下「事務局」という。)が、主催又は共催する見本市・展示会(以下「展示会」と総称する。)の会場内(屋外を含む。)において、来場者サービスとして、弁当、その他の飲食物(以下「飲食物」という。)の販売について、出店等の基準を次のとおり定める。

1 出店可能事業者

展示会及び他の展示会において、出店の実績があり、飲食店営業許可(屋外出店については、併せて展示会会場の所轄保健所の臨時営業許可を得ること。)を受けている者。

ただし、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に規定する排除措置を受けた事業者を除く。

2 出店の申し出

出店を希望する者は、この基準を了知し、事務局に出店を申し出るものとする。

3 販売する飲食物等

販売する飲食物及び販売料金について、あらかじめ事務局へ届け出て、承認を得るものとする。

4 出店場所

出店場所及び出店エリアは、事務局が指定する。

5 出店料等

出店料金は次のとおりとし、光熱水費は出店料金に含むものとする。ただし、電気、水道等の使用にあたり、工事を伴う場合については、工事費は出店者の負担とする。

会場内 1日1㎡につき 1,000円(税別)

屋外 1日1㎡につき 500円(税別)

6 出店者の義務

出店者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 出展料金を前納すること。
- (2) 保健所等の監督官庁の指導に従うこと。
- (3) 衛生及び環境に配慮すること。
- (4) 店前に必ずゴミ箱を設置して、ごみ及び残飯は、責任をもって処分すること。
- (5) 退去にあたり、出店場所及びその周辺を清掃すること。
- (6) 来場者等に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (7) 会場の施設等をき損したときは、現状回復すること。
- (8) その他事務局の指示に従うこと。

7 出店者責任

展示会への来場者が来場見込み数を下回ったこと等により、出店者に損害が生じた場合においては、出店者責任とし、事務局はその損害を賠償しない。

8 強制退去

この基準に違反した出店者は、即刻退去を命ずる。これにより出店者に損害が生じても、事務局はその損害を賠償しない。

9 出店の承認

出店の承認は、来場者のサービスに繋がるものの販売を原則とし、展示会への来場見込み数及び展示会全体の事業規模により、出店の可否を決定する。

(名古屋国際見本市委員会事務局)